とくぎん教育資金贈与専用口座 未来

(令和7年6月2日現在)

*特色、重要事項、その他

- 1. お子さま、お孫さまへの教育資金一括贈与のための専用口座です。なお、本口座は「教育 資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)」(以下、 「教育資金非課税措置」という)の適用商品です。
- 2. 本口座のご契約者さま(お孫さま等の受贈者) お一人あたり1,500万円までお預入れいただけます。
- 3. 本口座にお預入れいただいた資金を教育資金のお支払いに充当した場合、1,500万円まで贈与税が非課税となります。
 - ※塾や習い事等、学校等以外へのお支払いについては、上記の1,500万円のうち500万円を限度に贈与税が非課税となります。
 - ※23歳以上の本口座のご契約者さまは、教育資金の範囲が学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定となります。(習い事等は対象外となります)
 - ※本非課税措置の適用には、教育資金に充当したことを証明する領収書等のご提出が必要です。
- 4. 贈与日から贈与者がお亡くなりになられた日までの期間に関係なく、お亡くなりになられた日においてご契約者さまが23歳以上であれば、管理残額が相続財産の加算対象となります。(ご契約者さまが在学中の場合および教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます)ただし、贈与者の相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、ご契約者さまの年齢や在学中等の有無にかかわらず、管理残額が相続財産の加算対象となります。
 - ※死亡の事実を知った場合は、速やかにその旨の届出が必要になります。
- 5. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。
- 6. 取扱規程 …「教育資金管理契約(教育資金贈与税非課税措置に関する特約)」の各条項で 定められていない事項については、「普通預金規程」を適用します。

定められていない事項については、「普通預金規程」を適用します。		
*商品概要		
1. 商品名		・とくぎん教育資金贈与専用口座 未来
2. ご利用いた	だける方	・祖父母さま等の直系尊属の方から、教育資金の贈与を受けられた30歳
		未満の個人の方
		※お孫さま等の受贈者の前年分の所得税に係る合計所得が1,000万
		円を超える場合には、教育資金非課税措置を受けることはできません。
3. 取扱期間		・口座開設・お預入れ
		平成25年8月12日~令和8年3月31日
		払い戻し
		口座名義人が30歳に達する日の前日まで
		(在学中であることを条件に40歳に達する日の前日まで延長が可能
		です)
4. 対象預金		• 普通預金
		※別途「教育資金管理契約」を締結していただきます。
5. お預け入∤	1金額	• 1 円以上1,500万円以内(1 円単位)
6. 口座開設		・当行窓口でお申込みいただけます。
		・口座開設日が令和7年6月2日以降のお客さまは、口座開設時に
		110,000円(消費税等含む)の手数料が必要です。
		• 口座開設に先立ち、贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していた
		だき、当該契約により取得した贈与資金を取得後2ヶ月以内にお預入

れいただきます。

<商品概要説明書>

	・「贈与契約書」「教育資金非課税申告書」に記載された金額と同額をお預
	入れいただきます。
	※お預入れ上限額は1,500万円となります。
7. 追加の預入方法	• 口座開設店の窓口で随時お申込みいただけます。
	・口座開設日が令和7年6月2日以降のお客さまは、追加預入時に
	55,000円(消費税等含む)の手数料が必要です。
	・「贈与契約書」「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額と同額を
	お預入れいただきます。
	※お預入れ上限額は合計1、500万円となります。
8. 払戻方法	窓口または郵送で随時お引き出しいただけます。
	※郵送の場合は、当行ホームページより専用の払戻請求書をダウンロー
	ドのうえ、口座開設店までご郵送ください。本口座よりお引き出しの
	うえ、ご指定いただいた口座へお振込みいたします。
	・本口座からお引き出し後教育資金の支払に充当のうえ、領収書等を当行
	の窓口にご提出いただきます。
	・領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日
	までとなっております。また、領収書等の日付は本口座からのお引き出
	しと同じ年に属することが必要です。
	めと同じ年に属することが必要です。 ※領収書等の提出がないお引き出しもしくは、領収書等が出金額に不足
	する場合は、贈与税の課税対象となります。
9. 利息	タ る場合は、福子が心の味が必然になりなり。
(1) 適用利率	 ・毎日店頭に表示する普通預金の利率を適用します。
	店頭表示利率は窓口でご確認ください。
(2)利払頻度	・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。
(3)計算方法	- 毎日の最終残高1、000円以上について付利単位を100円とした。
	1年を365日とする日割計算です。
(4)税区分	・源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)
	※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に
	お受取りになるお利息には復興特別所得税が付加され、20.315
	%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
 1 O. □座管理手数料	
11. 本口座の解約	・下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本
	口座はただちに解約いただきます。
	(通常の預金口座として引き続き利用することはできません)
	①口座名義人が30歳に達した日
	○□座右義人が30歳に達した日(在学中であることを条件に40歳まで延長できます)
	②口座名義人が死亡した日
	②口座名義人が死亡した日 ③残高が0円となり、口座名義人と当行で契約終了の合意があった日
	⑤残向かり自己なり、日座石義人と当1」(笑礼於」の自息がありた日
12. その他参考と	
なる事項	て、当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は
るの事名	C、当日で本口座を開設した場合、他の金融機関等で回線の口座等は 開設できません。
	一角放 くさな 570。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取にはご利用いただ
	・
	りょせん。 ・キャッシュカードの発行はいたしません。
	・キャッシュカートの発行はいたしません。 ・当行の各種ローンの返済用口座としてご利用いただけません。
	* コロジロ性ローブジ返済用口圧しひてC型用V VC/C/J みピ/V。

<商品概要説明書>

<商品概要記明書 <i>></i>	
13. 開設に必要な	・口座の開設にあたっては以下の書類等が必要となります。
もの	①受贈者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	※受贈者が未成年の場合は、受贈者との関係が確認できる親権者の本人
	確認書類も必要となります。
	②受贈者の印鑑
	③受贈者の所得確認資料(扶養親族である場合、または合計所得がない
	場合は不要です)
	④戸籍謄本(または抄本)または住民票
	※贈与者と受贈者の関係を確認するため、それぞれの名前が入った戸籍
	謄本(または抄本)または住民票の原本が必要となります。
	⑤贈与契約書
	※店頭に用紙をご用意しております。
	※本口座開設に先立ち、事前に贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結
	いただく必要があります。
	※契約締結後2ヶ月以内に贈与資金を本口座にお預入れください。
	⑥教育資金非課税申告書
	※店頭に用紙をご用意しております。なお、国税庁のホームページから
	ダウンロードすることもできます。本申告書の提出にはマイナンバー
	が必要です。
	⑦贈与資金
	※本口座開設と同時にお預入れください。
14. 当行のお問い合	
わせ、ご相談、	徳島大正銀行お客さま相談室
要望・苦情の	フリーダイヤル: 0120-87-1090
受付窓口	受付時間:平日(銀行営業日)9時~17時
15. 一般社団法人	
全国銀行協会の	 一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
苦情対応および	歌性団体人主国歌け場合を開発 主国歌け場合では 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772
紛争解決の	受付時間:平日(銀行営業日) 9時~17時
受付窓口	というの、十口
メルシアコ	